

熊本県庁職員駐車場維持管理経費の徴収要領

平成20年3月25日

(趣旨)

第1条 北側立体駐車場(2階、屋階)及び西側職員駐車場(以下「駐車場」という。)を使用する場合には、熊本県庁駐車場管理要領(以下「要領」という。)第16条の規定により、使用者は維持管理経費を負担するものとする。

(維持管理経費の徴収等)

第2条 駐車場の維持管理経費は、月額3,500円とする。

2 使用期間が1月未満の場合は、1月として計算し、前項の維持管理経費を徴収する。

(徴収方法)

第3条 維持管理経費の徴収は、毎年5月から翌年3月までの各月22日に使用者の指定する口座から口座振替により徴収する。

なお、徴収日が土曜日、日曜日又は、祝日の場合は翌営業日に口座振替を行なうものとする。

2 維持管理経費が使用者の指定する口座から徴収できなかった場合は、管理者が発行する納入通知書により、維持管理経費を徴収する。

(維持管理経費の返還)

第4条 既に納入された維持管理経費については、使用の状況等にかかわらず返還しない。

ただし、管理者が特別の事由があると認める場合には、その全部又は一部を返還することができる。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。